

消防消第137号  
平成15年8月22日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁消防課長  
(公印省略)

### 火災現場における消防活動時の安全管理の徹底について

平成15年8月19日、三重県多度町のごみ固形化燃料貯蔵施設において、消  
火活動中の消防職員2名が殉職するという、極めて憂慮すべき事故が発生しまし  
た。現時点においては、この事故の原因について調査中であり、また、消防活動  
における安全管理については別途検討を進める予定であります。

火災等の災害現場は、二次災害の危険性が非常に高く、各消防本部においては  
現場活動中の事故防止のための安全管理体制を整備し、事故の発生を防止するこ  
とが必要です。

現場活動における安全管理については、これまで「安全管理体制の整備につい  
て」（昭和58年7月26日付消防消第90号消防課長通知）及び「警防活動時  
等における安全管理マニュアルについて」（昭和59年8月8日付消防消第13  
2号消防課長通知）に基づき、安全管理体制整備の促進並びに事故防止の徹底に  
ついて、通知していたところですが、各消防本部においては、今回のような事故  
が発生しないよう安全管理体制の再点検、安全管理マニュアルの徹底等について  
万全の処置を講じる必要があります。

については、貴職におかれては、前記通知等に留意し、安全管理の一層の徹底を  
図り、事故防止に努めるよう貴管下消防本部に対し、格段の御指導を願います。